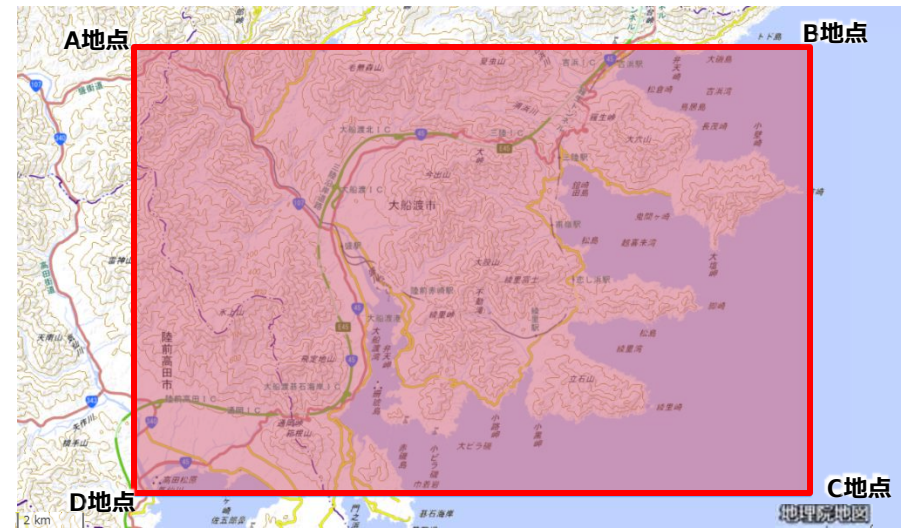


岩手県大船渡市で発生した林野火災について、令和6年度緊急用務空域 公示第9号（令和7年2月26日）に代え、以下のとおり、航空法第132条の85に基づく無人航空機の飛行禁止空域の指定（令和6年度緊急用務空域 公示第12号）を行いました。これにより緊急用務空域の範囲が拡大し、新たに住田町が追加となります。なお、航空法第134条の3による航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（凧、気球等）の許可及び通報についても適用になります。

- 公示日時：令和7年3月2日 16時00分
- 公示管理者：国土交通省航空局
- 公示管理番号：令和6年度緊急用務空域 公示第12号
- 公示本文：令和6年度緊急用務空域 公示第9号（令和7年2月26日指定）に代え、航空法第132条の85第1項第1号の規定により令和6年度緊急用務空域 公示第12号を指定する。
- A) 関係都道府県：岩手県（E項に詳述）
- B) 開始：令和7年3月2日 16時00分
- C) 終了：別途通知するまで
- D) 時間帯：日出 / 日没
- E) 区域： 以下、A～D地点で示す地点で囲む範囲
(岩手県大船渡市、^{おおふなと}陸前高田市、^{りげんたかた}住田町)
A地点：北緯39度09分23.16秒、東経141度36分58.26秒
B地点：北緯39度09分23.16秒、東経141度55分28.00秒
C地点：北緯38度59分50.94秒、東経141度55分28.00秒
D地点：北緯38度59分50.94秒、東経141度36分58.26秒
- F) 下限：地上
- G) 上限：地上から1,000m

公示空域（岩手県大船渡市、^{おおふなと}陸前高田市、^{りげんたかた}住田町）



航空法第132条の92の適用を受けて飛行させる場合を除き、当該空域での無人航空機の飛行を原則禁止とします。

なお、今後の状況に応じ、緊急用務空域を指定する期間・範囲・高度を変更する可能性があります。

航空局ホームページ等において、最新の情報を確認してください。